

令和9年度放課後児童クラブ利用について
(児童センターで実施の児童クラブ)

保存版

	項 目	放課後児童クラブ	(参考) 自由来館利用
1	利用できる方	・1年生から6年生までの登録児童。 (緊急の場合(入院等)は、短期間の利用も可能です。)	・0～18歳まで対象児童。 ・登録の必要はありません。怪我等で連絡が取れるよう連絡票の提出が必要です。 ・2以降は小学生対象となります。
2	利用可能日	・月曜から金曜日	
3	平日の利用時間	・授業終了後～午後6時まで。 ※午後5時(11～2月は午後4時30分)以降は迎えが必要。(各小学校の下校時間にあわせて異なる場合があります。) ※午後7時まで利用できます。(別途加算) 午後6時を越えた場合、回数に関わらず申請が必要となります。	・3月～10月 授業終了後～午後4時30分まで。 ・11月～2月 授業終了後～午後4時まで。
4	利用料金	・月額3,000円 ◇延長利用(午後6時以降)の場合 月額1,000円(別途加算)	・なし ◇午後4時30分(冬季4時)から6時まで利用。(一時申請：日額500円)
5	長期休業 振替休業	・午前8時から午後6時まで利用可。 ・延長申請の場合は、7時まで利用可。	・午前9時から利用可(昼食不可)。 【事前利用申請(有料)が必要な場合】 《長期休業》 ◇午前8時から午後6時まで利用する場合 ・利用料金 夏 季：3,000円 秋 季： 300円 冬 季：1,000円 学年末： 500円 学年始： 500円 ※注 長期休業利用は、就労証明書等の提出が必要です。 ※注 長期休業受入れ期間開始以降のキャンセルはできません。 《振替休業》 ◇午前8時から午後6時まで利用する場合。 日額500円 ◇昼食を児童センターで食べる場合。 日額500円

	項 目	放課後児童クラブ	(参考) 自由来館利用
6	一時利用		《平日》 ①授業終了後から午後6時まで利用。 事前利用申請 日額 500 円 《長期休業日》 ・午前9時から利用可 (昼食不可)。 ①昼食を児童センターで食べる。 ②午前8時から午後6時まで利用。 事前利用申請 日額 500 円
7	土曜日	・対象児童：①土曜登録：就労等により留守家庭となる小学生児童。 ※土曜勤務が記載された就労証明書が必要となります。 ②一時利用：一時的に留守家庭となる小学生児童。 ※利用は、定員の空き状況により受入れできないことがあります。 ※新1年生の利用は、給食開始日以降からとなります。 ・午前8時から午後5時まで。(増田、増田西、那智が丘児童センターで受入れ) ・別途利用申請が必要 日額500円	
8	専用区画	・放課後児童クラブ専用スペースがあります。	・共有スペースでの利用
9	地域活動クラブ等の年会費等	・各放課後児童クラブによって金額が異なります。	
10	学校からの直接利用	・利用できます。	
11	出欠の確認	・来館時所定の場所でチェックし、職員が確認します。 ・欠席と早退時等保護者からの連絡が必要です。	・来館時名簿等へ氏名を記入して利用します。(自由来館の場合、利用について児童センターへの連絡は不要です。)
12	行事の参加	・登録児童対象の行事があります。 (各クラブで異なります。)	・登録児童の行事以外は参加できます。
13	習い事	・放課後学校から直接習い事に行き、午後5時(11月～2月は午後4時30分)まで来館の場合は、利用できます。 (各小学校の下校時間にあわせて異なる場合があります。) ・上記の時間を過ぎた場合は、大人の方の送迎が必要です。 ・放課後児童クラブを利用してから習い事に行った場合は、<u>習い事終了後からの利用は基本的にできません。</u>(中抜け)	

	項 目	放課後児童クラブ	(参考) 自由来館利用
14	かばん・くつ置き場	・個別用あり ＜児童クラブにより異なります。＞	・所定の場所で自由に利用できます。
15	一斉下校時の利用について	・利用できます。 ＜感染症による場合は利用できません。＞	
16	集団下校時(訓練含)の利用について	・利用できます。 ＜希望があれば兄弟も利用できます。＞	・<u>利用できません。</u> ＜訓練後は利用できます。＞
17	引き渡し時の利用について	・<u>利用できません。</u> ＜訓練後は利用できます＞	
18	災害や感染症による休校日の利用について	・災害の場合(台風・大雪等) 保護者等の送迎が可能で、直接、職員に引き渡しの場合利用できます。ただし、大規模災害等の場合はこの限りではありません。 ・感染症の場合(学級閉鎖のクラス対象) <u>利用できません。</u>	・<u>利用できません。</u>
19	登校時間が遅い場合(災害や感染症等)	・<u>登校前は利用できません。</u>	
20	新1年生の4月1日からの利用について	・利用できます。	・利用できますが、別途、長期休業(学年始)または一時利用の事前利用申請(有料)が必要です。 ※土曜一時利用は、給食開始日以降からになります。 ・通常利用は、給食開始日からになります。